

【資料5】

傍聴要領

角田市長期総合計画審議会

1 会議の公開

角田市長期総合計画審議会（以下「審議会」といいます。）は、公開するものとします。ただし、会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると判断する場合に限り、審議会の委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができるものとします。

2 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、3密を避けるため、審議会の会場や出席者の状況により、当日の定員に増減が生じる場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を考慮して、傍聴者が会議室内に入室する際に、検温を実施させていただきます。体温が37.5度以上ある方は、傍聴できません。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策を考慮して、傍聴する際には、必ずマスクを着用し、手指消毒の徹底をお願いします。
- (4) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないでください。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) その他会議の支障となる行為をしないでください。

4 会議の秩序の維持

傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

5 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴の取扱に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って決定する。

（令和2年9月2日制定）